

商工会報

さくほ

令和6年2月1日発行

— No.37 —



佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1
Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541
URL <http://www.sakuho.or.jp/>
E-mail info@sakuho.or.jp
会員数:314名(令和6年1月31日現在)



ホームページ



青年部 facebook



新春賀詞交歓会

1月10日(水)、八千穂福祉センターにおいて、4年ぶりに佐久穂町商工会主催の新春経済講演会・賀詞交歓会が開催されました。

第1部の新春経済講演会では、経済ジャーナリストの内田裕子氏に「取材現場から見える日本経済～中小企業にチャンスあり～」について講演いただきました。

第2部の賀詞交歓会では、商工会員および役職員、行政関係、各種団体並びに関係機関から合わせて120名余の皆様にご出席いただきました。

小林商工会長の挨拶の後、松澤副町長、依田県議からも祝辞をいただきました。

ご参加いただいた皆様が各々新年の挨拶を交わされ、和やかに終了することができました。

なお、会場に能登半島地震災害義援金募金箱を設置したところ、多くの方にご協力いただきました。ありがとうございました。

(事務局 松本)



年頭のごあいさつ

佐久穂町商工会
会長 小林一吉

明けましておめでとございませう。

会員の皆様におかれましては、暖かく穏やかな新年をお迎えになられた事と思いますが、元日には、能登半島地震が起き、甚大な被害が発生しました。被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げ、一日も早い復旧、復興を願う所です。

昨年は商工会の事業運営に対しましてご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の5月にコロナの感染症分類がら類に移行した事を受け、コロナ禍で自粛していた総会、会議、紅葉祭を始めとした各種イベントが、フルスペックで行なう事が出来る様になり、大変嬉しく思う所です。

8月に昨年初めて開催した青年部主催の夏季フェスティバル、10月の紅葉祭も

大変多くの皆様にご来場いただき盛況にて開催できました。

コロナの感染拡大の影響を受け3年間開催できずになりました新春講演会、賀詞交歓会もようやく開催できる事となり、1月10日に実施しました。

コロナ禍の中、飲食業、観光業を営む皆様や関連業種の皆様には、大変ご苦労が多い年月であった事と思えますが、昨年の8月以降徐々に回復しているとお聞きしています。

以前の状態に戻るには時がかかる事と思えますが、商工会と致しまして、できる限りのご支援を続けて参りたいと思っております。ご活用の際よろしくお願いいたします。

また、佐久穂町を襲った台風19号災害の記憶もまだ新しい所ですが、昨年の10月23日に佐久穂町と商工会との間で「災害発生時の支

援活動に関する協定」を締結しました。

これは、大きな災害が発生した時に、商工会は町民の要請に応じて、住民や事業者の皆様へ支援活動を実施するものです。

商工会も協定に基づき、災害時には町と連携していち早く災害対応に努め、被害に見舞われた皆様を支援して参りたいと思えます。

本年8月には、道の駅が開業する予定で、今工事が進んでいます。道の駅の開業は、地域振興の起点として、また地元の特産品、特産物の消費拡大の基地として大いに期待している所です。

さて、世界情勢を見ますとロシアのウクライナ侵攻は長期化の様相を呈し、イスラエルとパレスチナ「ハマス」の抗争はパレスチナで暮らす多くの子供たちを巻き込み悲惨な現状が続いています。一日も早い終息と世界の恒久平和を心から願う所ですが、これらによる世界経済への影響は大きく、私ども中小企業を取り巻く環境は、エネルギー

価格・資材価格の高騰、物不足、人手不足と大変厳しい状況下にあります。商工会と致しましても事業者の皆様が新年を迎える心新たにす今、「ピンチがチャンス」の言葉のように新たな事業展開の良い機会と捉え、コロナ禍の中でも地域の結束力で困難に立ち向かい、乗り越えてきた事を思い、新たな一歩を踏み出せるよう経営支援に努めて参りたいと思えます。

本年は十干十二支でいう甲辰（きのえたつ）の年でありませう。

「龍が天に上ると」と言われる事から、努力してきた事が報われる縁起の良い年と言われている。

会員の皆様の年頭の思いが、龍が翼を得るよう大きく飛躍する年となるよう願います。

結びに会員の皆様に商工会活動に対するより一層のご支援、ご協力をお願いいたしますとともに会員の皆様のご健勝、ご繁栄をお祈り申し上げまして新年の挨拶と致します。

確定申告の準備はお早めに 個別相談会のお知らせ

令和5年分確定申告の準備はお済みでしょうか。例年この時期は多くの相談者が訪れ、商工会事務所は大変混雑いたします。皆様にご迷惑をおかけしないためにも、商工会に確定申告等の税務に関するご相談をされる場合は、関係書類をお早めに提出いただきますようお願いいたします。また、申告相談で商工会にお出掛けの際は電話等でご予約していただきますよう重ねてお願いいたします。

- 所得税・贈与税の申告期限は、**3月15日(金)**までです。
- 消費税・地方消費税の申告期限は、**4月1日(月)**までです。

税理士による無料納税相談会を、下記のとおり開催いたします。お気軽にご相談ください。

2月22日(木)	10 - 16時	輿水 博 税理士	商工会本所
2月29日(木)		佐塚 重人 税理士	
3月 7日(木)		三浦 一郎 税理士	

※ご不明な点は佐久穂町商工会までお問い合わせください。

活動報告

青年部 夏季イベント



(かき氷早食い大会の様子)

8月5日(土)、6日(日)に青年部の新たな事業として、茂来館にて夏季イベントを開催しました。このイベントは、従前まで行っていたこともみこしの代替イベントとして新たに企画いたしました。当日は、「茂来館夏まつり」も同時開催され、多くの町内住民の方に参加して頂きました。

5日(土)の夜はビアガーデン、6日(日)は前日の売店に加え、子供向けの縁日やふわふわ、かき氷早食い大会やじゃんけん大会なども開催するイベントを実施。また青年部OB、商工会員の方々にもお手伝いや賑やかして頂きながら大盛況に終わることができました。心

青年部 どんど焼き



(集合写真)

よりお礼を申し上げます。今後とも地域振興発展を図るため、イベント事業を企画実行して参ります。

1月7日(日)に天神橋付近の千曲川川敷で商工会青年部によるどんど焼きを実施しました。今年は、新型コロナウイルス感染症がら類に移行されたこともあり、以前の様に住民の皆様をお招きし、甘酒のふるまい等も実施いたしました。同日に町内各地区でどんど焼きが実施されたため、参加した青年部員18名でしたが、集まった部員で各地区の正月飾りの回収や櫓の組み立てをし、また辰年の参加者に点火して頂いた炎は、参加者の一年の招福への祈りが、天まで届くかのように燃え上がっていました。

各地区の皆様へは正月飾りの回収などに御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

女性部 先進地視察研修



(渋沢栄一記念館バス前にて)

11月20日(月)に日帰りで渋沢栄一記念館、深谷駅(車窓見学)、道の駅川場田園プラザ、ららん藤岡など埼玉・群馬方面へ先進地視察研修に行ってきました。

ららん藤岡では、イルミネーションが点灯する前に到着し、灯りのつく瞬間を観ることが出来ました。きれいな飾り付けは当女性部のイルミネーション事業にとても参考になりました。

当日は、多くの女性部の皆様に参加頂き部員同士の親睦を深めることができました。楽しい視察研修になりました。ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

2月25日(日)まで毎日 夕方16:30~21:00の間 点灯しています。

女性部 イルミネーション



(点灯開始日当日の様子)

国道141号清水町交差点の花壇において、イルミネーションが灯されました。地域の方々が近くを通る人を元気にしたい、皆がほっと安らぐものを設置したいという女性部の想いから、昨年に引き続きイルミネーション事業を行いました。設置準備に関わっていたいただいた皆様のご協力のおかげで、今年度も無事に設置することが出来ました。この場を借りて感謝申し上げます。皆様是非キレイなイルミネーションを楽しんで下さい。



事業環境変化対応型士支援事業として9月20日㈫、商工会本所において、「制度開始までに備えておきたいインボイス制度実務対策」を開催しました。講師に税理士の星叡（ほしただし）氏をお招きし、インボイス制度の概要、イン



ボイス制度スタートに際しての課題と準備、売手側の留意点、買手側の留意点、免税事業者との取引の対応ポイント等について具体例を交え講義頂きました。質疑応答の時間では、参加者からも積極的に質問が出るなど、不安の解消の一助となる講習会となりました。



10月8日（日）、「八千穂高原紅葉祭（商工観光祭）」が八千穂レイクにおいて昨年に引き続き開催され、900人ほどのお客様に会場していただきました。

今年はハロウィンの仮装イベントを実施したことで、仮装をした子どもや大人が多く会場はとても賑わっていました。

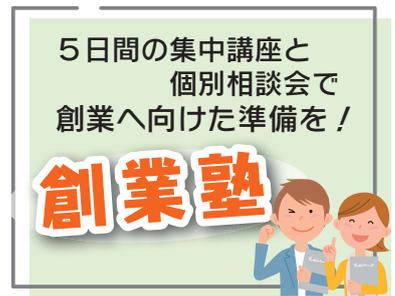


（丸太切り大会の様子）

会場では、地元業者や青年部による佐久穂町の特産品などの販売が行われたほか、屋外ステージでの丸太切り大会、しらかばちゃん・秋のファン祭り、地元のアイドルグループP.O.O.R.M.によるライブ、木工クラフト工房、レイク宝探し、キッズスペースなどのイベントを実施しました。多くの皆様のご協力により、盛況のまま無事紅葉祭を終えることができました。ご協力感謝申し上げます。



創業後5年未満の方、もしくは創業に興味がある方を対象に、創業に必要な知識やノウハウを学んで頂く事を目的に商工会本所において「佐久穂町創業塾」を開催し、16名の方に受講いただきました。今年度は、9年にわたる小学校教師経験と、10年以上の企業での人材育成、プロジェクトチームマネジメント経験を有する中小企業診断士の加藤敦子先生を講師にお招き



し、創業の心構え、事業の構想とビジネスプラン、資金計画、販売と人事、創業後の実務をテーマに全5回ご講義いただきました。受講者からも、「支援事例を交えた講義内容となっており、非常に分かりやすい講義でした。」といった感想をいただきました。また、10月20日の最終日には個別相談会、懇親会が開催されました。相談会に参加された方は開業に向けた具体的な経営相談などが行なわれ、開業への着実なステップを歩んでいました。その後の懇親会では、同じ志を持つ参加者同士の情報交換が積極的に行われました。

佐久穂町商工会は、今後も佐久穂町での創業希望者を継続支援していきます。

商工会補助金活用事例紹介

「小規模事業者持続化補助金」

パン工房エピローグ 小林 高行

高野町で焼きたてパンを販売しているパン工房エピローグの小林高行と申します。

「パン工房エピローグ」は、「パン屋の無かった佐久穂町に美味しい手作りパンの店を作りたい」、「生まれ育った町に美味しいパンで恩返しをしたい」という思いで、2021年8月にオープンいたしました。

エピローグでは、八千穂高原のしらかば水で仕込む「しらかば食パン(土日限定)」や地元あんこ屋さんのあんこを使った「あんぱん」、地元果物使用の手作りジャムをのせた「デニッシュ」、他にも「本格クロワッサン」、「フランスパン」から各種サンドイッチに至るまで60種類にわたるパンを取揃えております。

来ていただいたお客様が楽しく遊び、おいしく食べ、笑顔になっていただけるようにと日々努力

しております。今回持続化補助金を活用し、売り場の改善と視認性アップを図る為、オーダーメイド陳列棚の設置、店舗ポールサイン、店舗入り口暖簾・看板設置を行いました。

経営計画書などの補助金申請の書類作成においては、とても不安でしたが、審査のポイント等佐久穂町商工会職員の皆様方から親身になってご指導頂きましたことにより、無事採択へと至ることが出来ました。

陳列棚の導入により、売り場の印象や機能性が格段に改善されました。照明付きなのでパンが美味しそうにディスプレイ出来るようになりました。フロアも広く感じられる上、棚の最下段は引き出しとなっていて包装資材などを収納できる為、バックヤードの整理整頓にも一役買っています。お客様からの評判もすこぶる良く、店内をリフォー

ムしたかのようなレベルの評価をいただいております。

ポールサインと看板の設置は当店の視認性を劇的に改善しました。来店者はほとんど自動車を

つてきますので、走行中の車から一見したときの店舗としての視認性の悪さは大きな課題でしたが、初めて来店されるお客様が当店に気付かずに通り過ぎてしまおうといったことはほぼなくなりました。パン屋として美味しいパンを提供するのはもちろん、地域に貢献できる取り組みを積極的に行い、経営方針「パンを通じて佐久穂町への感謝を形に実現するため」にこれからも努力していきたいと思っております。



新しく導入した陳列棚

店舗入口看板・暖簾

「商工会から」この様に小規模事業者持続化補助金は事業主様の「やりたい」を後押しする補助金といえます。まずは佐久穂町商工会までお問合せください。

小規模事業者持続化補助金

佐久穂町商工会では随時、小規模事業者持続化補助金申請の相談を受け付けています!!

佐久穂町では通常の補助金に**町独自の持続化補助金も上乘せして交付しています!!** (下記計算例参考)

自社の経営を見直し、販路開拓や生産性向上に取り組んでみませんか?

小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更等)の取り組みを支援するため、通常枠の場合それに要する**経費の3/5を補助(補助上限額50万円)**します。※賃上げ実施等により補助上限額200万円に増額される枠もあり。

さらに、佐久穂町では上記の補助対象事業の**自己負担分の1/2(補助上限額12万5千円)を町が独自に補助**します。国、町の補助金を合わせると、**最大で税抜総額75万円の事業の内、62万5千円が補助金で賄えること**になります。

＜補助対象経費と差引自己負担額の計算例＞(通常枠利用の場合)

①補助対象経費 (税抜き)	②国補助金 ①× 2/3 上限50万円	③自己負担 ①-②	④町補助金 ③× 1/2 上限12万5千円	⑤差引自己負担 ③-④
600,000円の場合	400,000円	200,000円	100,000円	100,000円
750,000円の場合	上限500,000円	250,000円	上限125,000円	125,000円
900,000円の場合	上限500,000円	400,000円	上限125,000円	275,000円

補助金の申請には商工会の助言などを受けて作成した経営計画書や補助事業計画書が必要です。補助金の採否については、それらの計画書の内容が審査されます。

★補助金対象となる取り組みのイメージ(商店や飲食店で想定される取り組み例)

- ①**広告宣伝**
 - ・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布する
 - ・自社ホームページを開設する
- ②**集客力を高めるための店舗改装**
 - ・幅広い年代層の集客を図るため店舗のユニバーサルデザイン化を図る
 - ・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りこたつにする等により、幅広い年代層の集客を図る
- ③**商談会・展示会への出展**
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展する
- ④**商品パッケージや包装紙・ラッピングのデザインを一新する**
 - ・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

補助対象者 (小規模事業者)	●商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)
	常時使用する従業員の数5人以下
	●サービス業のうち宿泊業・娯楽業
常時使用する従業員の数20人以下	
●製造業その他	
常時使用する従業員の数20人以下	

補助対象経費
(1)機械装置等費 (2)広報費 (3)ウェブсайт関連費 (4)展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む) (5)旅費 (6)新商品開発費 (7)資料購入費 (8)借料 (9)設備処分費 (10)委託・外注費

「計画書なんてどうやって作るの?」という方も、まずは販路開拓のためにやりたいことを見つけてチャレンジしてみてください。専門家や経営指導員が作成のお手伝いをします。

商工会の受付締切と今後の予定【申請受付締切/第15回 2024年3月14日】

(事業計画書(様式4)発行の受付締切/原則2024年3月7日(休))

公募要領や申請書様式などは商工会にお問い合わせいただくか、長野県商工会連合会のHP (<http://www.nagano-sci.or.jp/>) からダウンロードすることも出来ます。

事業継続力強化支援計画の

認定について

町内で事業を営む事業所の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、佐久穂町役場と共同で事業継続力強化支援計画を作成。令和5年12月8日付けで無事に認定を受けることが出来ました。令和6年1月1日～令和10年12月31日まで事業継続力強化支援事業の実施期間とし、小規模事業者に対する災害リスクの周知、商工会自身の事業継続計画の作成、事業者BCP策定等に向けた関係団体等との連携、当該計画に係る訓練の実施を計画しています。

災害発生時の支援活動に関する協定



10月23日(月)に佐久穂町と災害発生時の支援活動に関する協定に関する書類について調印式を行いました。甚大な被害が生じる災害が発生した際、商工会は佐久穂町の要請により、住民や商工会員に対する救護活動を行う旨の内容となっています。今後も町と連携し事業者支援に取り組んでいきたいと思ひます。

商工会は小規模事業者の事業継続力強化計画策定を支援し、災害時における早期の復旧を図っていきます。

事業継続力強化計画を策定してみませんか？

事業継続力強化計画とは、主に中小企業・小規模企業向けの防災・減災の事前対策計画です。

巨大地震や集中豪雨などの自然災害に加え、新型コロナウイルスなどの感染症にも対応した「事業継続力強化計画」も策定することができます。

事業継続力強化計画の策定は、万一の災害時の危機対応力を高めるだけではありません。自社の経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」

の様々なリスクを抽出し、対策を検討することは、経営課題の発見や平時の経営改善につながります。

また、事業継続力強化計画を策定し認定を受けた企業には、次の様な支援策を受けることができます。

様々な支援策

経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受けると(各管轄局長名)、税制優遇や補助金の加算などの支援策を受けることができます。認定の主なメリットは、以下の通りです。

- 低利融資や信用保証枠の拡大など金融支援
- 防災・減災設備に対する税制支援(20%の特別償却)
- 補助金(ものづくり補助金等)の加算
- 認定事業者を要件とした県・市町など地方自治体等からの補助金等支援
- 認定「J」マークの利用等

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間 (一部抜粋)

4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和6年1月1日～令和10年12月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和5年10月に当町と締結した「災害発生時の支援活動に関する協定」や令和5年に策定した「感染症に備えた危機管理対応」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に発災時に混乱なく応急対策等に取り組みできるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。

● 商工会報や町広報、ホームページ、SNS等において本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

● 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

● 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

● 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入力し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

● 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

● 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

● 当会はH28年3月に「佐久穂町商工会危機管理マニュアル」(事業継続計画)を作成済み(現Ver. 2別添)

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体等との連携

● 連携協定を結ぶ東京海上日動やあいおいニッセイ同和インシュアランスサービスに専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

● 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

● 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。

● 関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等

エ フォローアップ

● 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
● 佐久穂町事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当町の担当者レベル)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

● 自然災害(マグニチュード5クラスの地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

詳細は県HPでご確認ください https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/documents/sakuho_town.pdf



BAR olympos

小林 誉富美

昨年の夏に佐久穂町商工会に入会しました。小林誉富美と申します。

自分の地元をもっと盛り上げたいという思いで東町にオープン致しました。

BAR olympos は落ち着いた雰囲気、年齢・男女問わずリーズナブルなお値段でビール、カクテル、ハイボールなどのお酒、ソフトドリンクを提供しています。

お客様同士も仲良くなれるような楽しい空間を提供できるようにこれからも努めていきますのでお気軽にお立ち寄りください。

会員の皆様、今後ともよろしくお願い致します。



(店内の様子)

大村企画

大村 竜助

新たに佐久穂町商工会に入会させていただきました。大村企画の大村竜助と申します。

私は2019年4月に静岡県浜松市から佐久市野沢への移住を経て佐久穂町民となり、もうすぐ3年が経とうとしています。移住の経緯は、長女の大日向小学校入学で、それに合わせた家族移住です。それまでは国内外でのテニス指導をし、浜松では自身のテニススクールを開校しておりましたので、仕事上でも思い切った決断をしたと自分でも思っております。

昨年の9月より、佐久地域のテニスの普及の足掛かりとなればという思いで、佐久テニス協会の事業として駒場公園テニスコートでのテニス指導をはじめております。子ども・大人まで、初心者対象です。子ども(孫)に運動をさせたい、運動不足を感じている方、昔テニスがやっていたことがある方など、お気軽に駒場公園にお問い合わせください。

また2022年から新しくオリジナルブランド事業をはじめました。自身で企画をした商品を中国の工場で製造し、Amazon等で販売しており、現在これが事業の主軸となっております。中国の製品は年々質も向上しており、現地の代行業者と契約することで、工

場との交渉や仕入れ、現地での検品やパッケージングを一元管理しているため、製造管理とAmazon倉庫への直送を可能にし、高品質で効率の良い仕組みを構築しています。新商品の立ち上げにクラウドファンディングを活用するなど、これまで経験なかったことにも恐る恐るのチャレンジを楽しんでいます。

会員の皆様にはご指導ご鞭撻いただければ幸いです。



ご入会ありがとうございます 新規入会事業所紹介

《令和5年9月~12月》



事業所名	代表者名	業務内容	所在地
大村企画	大村 竜助	小売業 (スポーツ用品)	高野町190-2
olympus Group	小林誉富美	飲食業 (Bar)	高野町2946-3
KOKYU	谷崎 一	飲食業 (カフェ)	高野町2973-6
千曲建工	相馬 正	土木建設業	海瀬5999-13

「全国醤油品評会」 山本屋 糰店が最高賞受賞



1973年から開催されている「全国醤油品評会」(本年度は第50回)が10月1日の「醤油の日」に先立ち、9月29日に東京都内で開催され、会員の山本屋 糰店の「こみやましょうゆ 源泉」が最高賞にあたる農林水産大臣賞(上位5品)を受賞されました。



試行錯誤の経験値を大切に、最高の品質を

創業年は不明ながら、戦前の記録から200年以上前から糰の販売をしていたと思われる。「先代の頃は、醤油糰を各家庭に販売をして、自家用醤油の压榨と火入れのために家々を訪問していました。父は多い時で日に3軒をまわって醤油搾りをしていましたよ」と小宮山利幸さん。

「昭和和食文化の原点と思っています。大切にしたいし、より質の高いものをつくりたい。醤油づくりも同様に最高を目指したい。火入れ時間を1度単位で調整をする試行錯誤を繰り返してきた。オリが少なくなればしっかりと、そして、香りがよくて雑味はない。そんな醤油を目指す。



こみやましょうゆ 源泉
こくもしょうゆ (本醸造)
今国をめぐって度々農林水産大臣賞を受賞。芳醇な香りと口の中で広がる弾みのある旨味が特徴。



山本屋 糰店
〒384-0701 長野県南佐久郡久穂町畑 983-1
TEL 0267-88-2306 FAX 0267-88-2305
https://www.yamamotoyakoujiten.com/

金融相談会 ■日本政策金融公庫による融資相談会

相談日 令和6年 5月10日(金)
6月10日(月)
8月9日(金)
9月10日(火)

相談時間 午後1時～4時
相談会場 佐久穂町商工会本所



マル経融資のお知らせ

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、商工会の推薦により**無担保・無保証・低金利**で融資を受けられる制度です。また新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者を対象とした特別枠もあり、要件が合えば、当初3年間は通常の一般枠よりも低金利で資金調達が可能になります。

■融資限度額／一般枠：2,000万円
特別枠：1,000万円

■返済期間／(一般枠) 運転資金：7年以内
設備資金：10年以内
(特別枠) 運転・設備資金：20年以内
うち据置期間 (一般枠) 運転資金：1年以内
設備資金：2年以内
(特別枠) 運転・設備資金：5年以内

■利率 (令和6年1月1日現在)
一般枠：1.2% (特別利率)
特別枠：当初3年間特別利率 ▲0.5%
4年目以降特別利率

■融資ご利用対象

- ①最近1年以上、佐久穂町で事業を行っていること
- ②6か月以上佐久穂町商工会員であること
- ③個人事業主または法人企業において常時使用する従業員が下記の事業
 - 卸・小売業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)：5人以内
 - 製造業、建設業、その他の事業：20人以内

■特別枠適用要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある小規模事業者
2. 債務負担が重くなっている方

長野県最低賃金

時間額 **948** 円

令和5年10月1日から

みんなに知って欲しい最低賃金

令和5年度長野県最低賃金ポスターデザインコンテスト 長野労働局長賞

飯山市 上松美月さんの作品

<p>計量器等製造業 最低賃金</p> <p>時間額 983 円</p> <p>令和5年12月24日発効</p>	<p>はん用機械器具業 最低賃金</p> <p>時間額 994 円</p> <p>令和5年12月20日発効</p>	<p>各種商品小売業 最低賃金</p> <p>時間額 950 円</p> <p>令和5年12月31日発効</p>
---	--	---

最大600万円助成 中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 資金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。
資金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。詳しくはこちら 雇用助成金 検索

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は長野労働局労働基準部 資金室 (電話026-223-0555) まで
長野労働局 詳しくはこちら 長野労働局 最低賃金 検索

退職金の準備も中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増すには、どんなものがあるの？

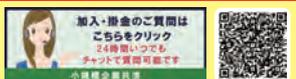
制度の特長

- 1 経営者のための **退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時に事業資金等の貸付けが受けられます。
- 2 掛金は **全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- 3 受取時も **税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



能登半島地震災害 義援金を受け付けています。

先日行われた新春賀詞交歓会で義援金の募金活動を行ったところ、6万円を超える義援金が集まりました。ご協力誠にありがとうございました。
義援金は長野県連で取りまとめ、全国連経由で被災地の県連に届けられます。引き続き募金活動は行っていますので、会員皆様の温かいご支援をお願い致します。